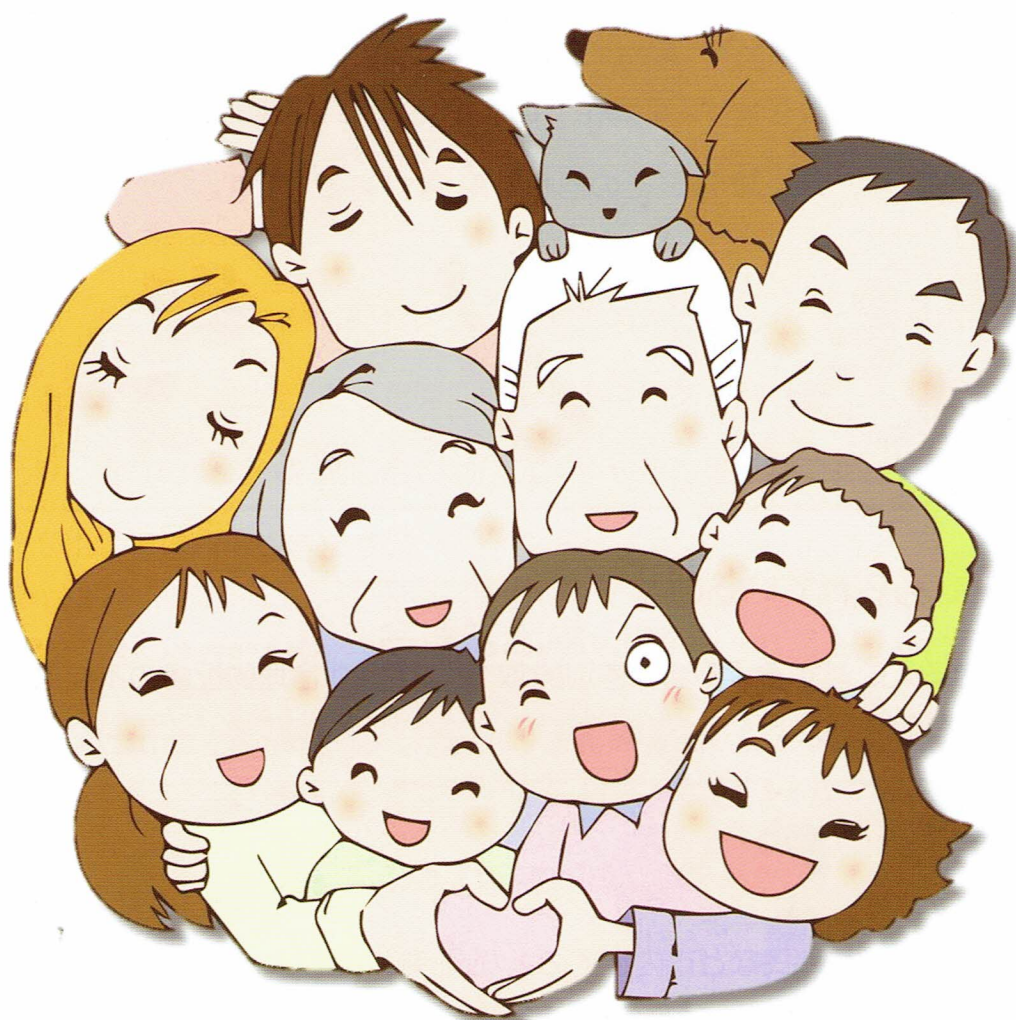


さんだししょうがい りゆう さべつ  
三田市障害を理由とする差別をなくし  
ひと とも い じょうれい  
すべての人が共に生きるまち条例

りやくしょう さんだししょうがいしゃきょうせいじょうれい  
(略称:三田市障害者共生条例)ができました

へいせい ねん がつ にちしこう  
平成30年7月1日施行



しょうがい しょうがい ひと たい りかい ぶか  
障害や障害のある人に対する理解を深めることにより、  
えがお まち すす  
みんなが笑顔になれる三田市づくりを進めていきましょう。



さんだし  
三田市

# さんだししょうがいしゃきょうせいじょうれい 三田市障害者共生条例とは

## ☆ 条例の目的は？

幼少期の頃から障害及び障害者に対する理解促進に取り組み、障害を理由とする差別の解消を推進することで、障害のある人もない人も相互に尊重し合う共生社会の実現を図ることを目的としています。

## 対象となる「障害のある人」は？

障害者手帳を持っている人だけではなく、障害や社会的障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人を対象にしています。(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身障害がある人です。)



## ☆ 条例で定められているのは？

障害のある人に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止しています。

## 対応が求められるのは？

行政機関、事業者や市民など市内全ての人を対象になります。(営利・非営利、個人・法人の別を問いません。対価を得ない自治組織やボランティア組織等も含まれます。)



# しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別とは

## ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い

せいとう りゆう しょうがい ていきょう きよひ  
正当な理由がないのに、障害があるということでサービスの提供を拒否したり、  
ていきょうばしょ じかんたい せいげん しょうがい ひと つ しょうけん つ  
サービスの提供場所や時間帯を制限するなど、障害のない人に付けない条件を付け  
ることをいいます。



## ごうりてきはいりょ ぶていきょう 合理的配慮の不提供

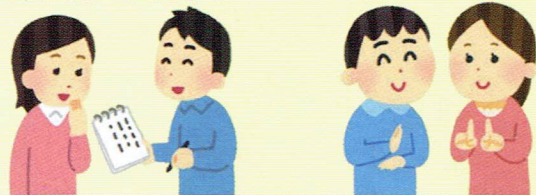
しょうがい ひと なん はいりょ ちと い しひょうじ ばあい いし ひょうじ  
障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合や意思の表示がなく  
はいりょ ひつよう わ とし しゃかい なか しゃかいてきしょうへき と  
ても配慮が必要なことが分かった時に、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り  
のぞ こと しょうがいじょうたい あ くふう かた おお  
除いたり、個々の障害状態に合わせた工夫ややり方をしないことをいいます。（大き  
ふたん ばあい のぞ  
な負担が生じる場合は除きます。）

## ごうりてきはいりょ れい 合理的配慮の例

しかくしょうがい ひと しょうらい ないよう よ あ  
視覚障害のある人に書類などの内容を読み上げなが  
せつめい  
ら説明する



ちょうかくしょうがい ひと しゅわ ひつだん おんせい べつ  
聴覚障害のある人に手話や筆談などの音声とは別の  
ほうほう つた くふう  
方法で伝える工夫をする



ちてきしょうがい ひと くちよう ないよう りかい  
知的障害のある人におだやかな口調で、内容が理解さ  
かくにん せつめい  
れたことを確認しながら説明する



せいしんしょうがい ひと ぶくやく じょうきょう たいちよう  
精神障害のある人は、服薬の状況や体調によって  
つか きゅうけい ばしょ じかん  
疲れやすいこともあるので、休憩できる場所や時間に  
はいりょ  
配慮する



# 社会的障壁とは

障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会にある  
 バリア（事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）をいいます。

## 事物

通行や利用がしにくい

施設・設備など



## 制度

利用しにくい

制度



## 社会的障壁の例

## 慣行

障害のある人の存在を  
 意識していない慣習や  
 文化など

○▲#※◇▽  
 ◆=¥\$★…



## 観念

障害のある人への

偏見など



相談窓口

## 障害福祉課

三田市役所1階

電話：079-559-5075

ファクス：079-562-1294

メール：syogai\_u@city.sanda.lg.jp

## きいてネット

総合福祉保健センター1階

電話：079-559-5205

ファクス：079-559-5214

メール：sanda-kite-net@ace.ocn.ne.jp

## 問い合わせ窓口

三田市障害福祉課 〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

電話：079-559-5075 ファクス：079-562-1294 メール：syogai\_u@city.sanda.lg.jp